

令和4年度

学校説明会

1. 授業参観等年間計画
2. 日課表・教室平面図・年間行事予定
3. 学校のきまり(西寺尾第二小スタンダード)
4. 金銭授受・児童虐待・器物損壊
5. 携帯電話の取り扱い・メール配信システム
6. 学校長より(本校の教育活動)
7. 質疑・応答

夢、希望、活力

日時：令和4年6月11日(土) 10:20~10:40

場所：アリーナ

横浜市立西寺尾第二小学校

授業参観・懇談会、公開の行事などの予定について(6月以降)

月	日	曜	行事	学年	時間
6	11	土	土曜参観	全学年	
7	6	水	三者面談	全学年 (6日, 13日は 4年のみ)	クラスごとに計画 いたします。 14:00~
	7	木			
	8	金			
	11	月			
	13	水			
	14	木			
15	金				
9	7	水	授業参観	全学年	時程は後日お知らせ します。
10	1	土	第二小オリンピック	全学年	雨天順延 時程は後日お知らせ します。
11	9~11	水~金	スクールオープン デイズ	全学年	8:35~下校
12	8	木	二者面談	全学年	クラスごとに計画 いたします。 14:00~
	9	金			
	12	月			
	13	火			
	15	木			
12	17	土	おひさまコンサ ート	全学年	時程は後日お知らせ します。
1	31	火	個別支援級合同学 習発表会(神奈川 区公会堂)	個別支援級	時程は後日お知らせ します。
3	7	火	授業参観・懇談会 PTA総会	全学年	
3	17	金	卒業証書授与式	6年	時程は後日お知らせ します。

日課表(令和4年度)

1 年 生

Aタイム	月	火		水	木	金	Bタイム
		Aタイム	Cタイム				
8:15	開 門						8:15
8:25	朝の会						
8:35	朝会	学習	集会/学習	朝読書	学習		8:35
8:50	I						I
9:35	II						9:20
10:20	中休み						10:05
10:40	III						10:25
11:25	IV						11:10
12:10	給食						11:55
12:55	歯みがきタイム						12:40
13:00	12:45						12:45
13:15	屋休み	屋休み	屋休み				13:00
	清掃	屋休み	5校時	清掃	清掃	清掃	
13:30	5校時	5校時	13:00~ 13:15	5校時	5校時	5校時	
			13:15 ~ 14:00				
14:25	終わりの会	14:15	14:10	14:15	14:15	14:15	
	終わりの会	終わりの会	終わりの会	終わりの会	終わりの会	終わりの会	
	14:25	14:25	14:25	14:25	14:25	14:25	

閉 門 16:00

2 年 生

Aタイム	月	火		水	木	金	Bタイム
		Aタイム	Cタイム				
8:15	開 門						8:15
8:25	朝の会						
8:35	朝会	学習	集会/学習	朝読書	学習		8:35
8:50	I						I
9:35	II						9:20
10:20	中休み						10:05
10:40	III						10:25
11:25	IV						11:10
12:10	給食						11:55
12:55	歯みがきタイム						12:40
13:00	12:45						12:45
13:15	屋休み	屋休み	屋休み				13:00
	清掃	屋休み	5校時	清掃	清掃	清掃	
13:30	5校時	5校時	13:00~ 13:15	5校時	5校時	5校時	
			13:15 ~ 14:00				
14:25	終わりの会	14:15	14:10	14:15	14:15	14:15	
	終わりの会	終わりの会	終わりの会	終わりの会	6校時	終わりの会	
	14:25	14:25	14:25	14:25	14:15~	14:25	
					15:00 終わりの会		
					15:10		

閉 門 16:00

3 年 生

Aタイム	月	火		水	木	金	Bタイム
		Aタイム	Cタイム				
8:15	開 門						8:15
8:25	朝の会						
8:35	朝会	学習	集会/学習	朝読書	学習		8:35
8:50	I						I
9:35	II						9:20
10:20	中休み						10:05
10:40	III						10:25
11:25	IV						11:10
12:10	給食						11:55
12:55	歯みがきタイム						12:40
13:00	12:45						12:45
13:15	屋休み	屋休み	屋休み				13:00
	清掃	屋休み	5校時	清掃	清掃	清掃	
13:30	5校時	5校時	13:00~ 13:15	5校時	5校時	5校時	
			13:15 ~ 14:00				
14:15	終わりの会	14:15	14:10	14:15	14:15	14:15	
	6校時	終わりの会	終わりの会	6校時	終わりの会	終わりの会	
	15:00	14:25	14:25	14:25	14:25	14:25	
	終わりの会	終わりの会	終わりの会	終わりの会	終わりの会	終わりの会	
	15:10			15:10			

閉 門 16:00

4・5・6 年 生

Aタイム	月	火		水	木	金	Bタイム
		Aタイム	Cタイム				
8:15	開 門						8:15
8:25	朝の会						
8:35	朝会	学習	集会/学習	朝読書	学習		8:35
8:50	I						I
9:35	II						9:20
10:20	中休み						10:05
10:40	III						10:25
11:25	IV						11:10
12:10	給食						11:55
12:55	歯みがきタイム						12:40
13:00	12:45						12:45
13:15	屋休み	屋休み	屋休み				13:00
	清掃	屋休み	5校時	清掃	清掃	清掃	
13:30	5校時	5校時	13:00~ 13:15	5校時	5校時	5校時	
			13:15 ~ 14:00				
14:15	終わりの会	14:15	14:10	14:15	14:15	14:15	
	6校時	終わりの会	終わりの会	6校時	6校時	6校時	
	15:00	15:00	14:25	14:25	14:35~	15:00	
	終わりの会	終わりの会	終わりの会	終わりの会	終わりの会	終わりの会	
	15:10	15:10	15:10	15:10	15:10	15:10	

閉 門 16:00

【Aタイム】

8 : 15	登校
8 : 25 ~ 35	朝の会
8 : 35 ~ 50	月 : 朝会 (朝会が無いときは朝学習) 火・金 : 朝学習 水 : 集会月1回程度 (集会が無いときは朝学習) 木 : おはなしのまち・朝読書
8 : 50 ~ 9 : 35	1時間目
9 : 35 ~ 10 : 20	2時間目
10 : 20 ~ 10 : 40	中休み (20分間)
10 : 40 ~ 11 : 25	3時間目
11 : 25 ~ 12 : 10	4時間目
12 : 10 ~ 12 : 55	給食 (給食受取12 : 10以降)
12 : 55 ~ 13 : 00	歯磨きタイム (給食返却13 : 00以降)
13 : 00 ~ 13 : 15	昼休み (15分間)
13 : 15 ~ 13 : 30	掃除 (火曜日はロング昼休み)
13 : 15 ~ 13 : 30	5時間目
14 : 15 ~ 14 : 25	帰りの会、下校
14 : 15 ~ 15 : 00	6時間目
15 : 00 ~ 15 : 10	帰りの会、下校

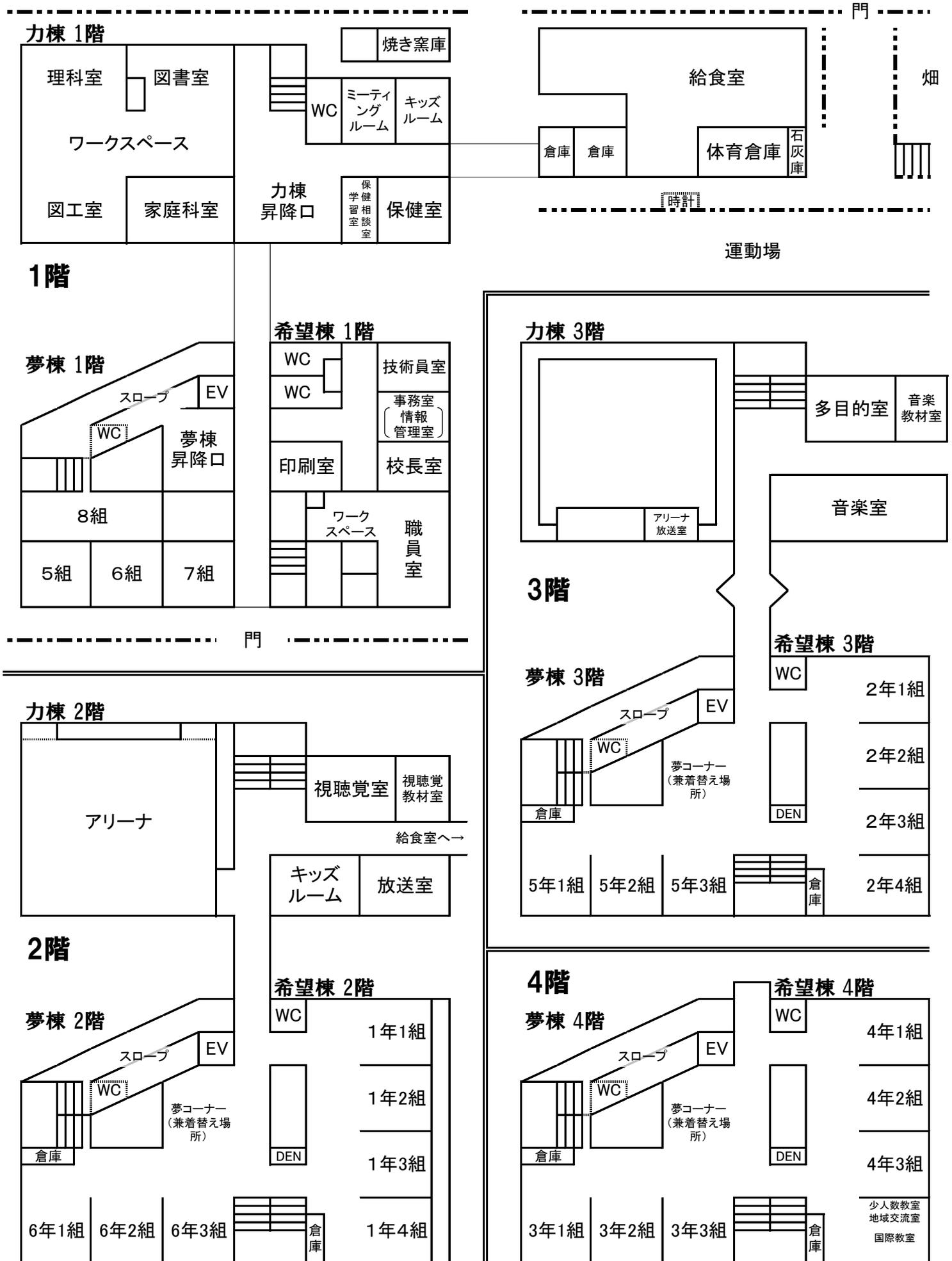
【Bタイム】給食後下校の場合

8 : 35 ~ 9 : 20	1時間目
9 : 20 ~ 10 : 05	2時間目
10 : 05 ~ 25	中休み
10 : 25 ~ 11 : 10	3時間目
11 : 10 ~ 11 : 55	4時間目
11 : 55 ~ 12 : 40	給食 (給食受取11 : 55以降)
12 : 40 ~ 45	歯磨きタイム (給食返却12 : 45以降)
12 : 45 ~ 55	帰りの会
13 : 00	下校

【Cタイム】クラブ・委員会のある場合 (午前はAタイムと同じ)

12 : 10 ~ 12 : 55	給食 (給食受取12 : 10以降)
12 : 55 ~ 13 : 00	歯磨きタイム (給食返却13 : 00以降)
13 : 00 ~ 13 : 15	昼休み
13 : 15 ~ 14 : 00	5時間目
14 : 00 ~ 14 : 10	帰りの会、移動
14 : 10 ~ 15 : 10	6時間目 (クラブ・委員会) 60分間

西寺尾第二小学校 校舎・教室平面図 (令和4年度)

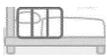


あたら せいかつようしき 新しい生活様式 第二小スタイル

がっこう せいかつ 学校では、お子さまたちと一緒に次のような生活をしていきます。

とうこうじ かつどうちゆう けんこうかんさつ
登校時、活動中の健康観察

とうこうじ けんこうかんさつ
登校時に**健康観察**アプリ「**リーバー**」、
もしくは**健康観察表**をもとにお子
さまの**体調**を確認します。

たいちようふりようじ ぜんぱん ほんごしやさま むか
体調不良時は早退となり、**保護者様のお迎**
えをお願いします。『**保健室**で休んでから**教室**に戻る』
対応は当分の間できません。 **X** 

てあら
手洗い



とうこうじ きょうしつ はい
登校時**教室**に入
る前や活動ごと
に手を洗います。

ちやくよう
マスク着用

しつない ちゆう 室内では常にマス
クを着けます。



※必ず名前を書き
ます。予備をランドセル
に入れておきます。

かんき
換気



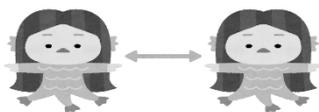
かくきょうしつ しょうじょう まど あ
各**教室**は2か所以上の窓を開
けておきます。
ろうか まど かいほう こうない かんき
廊下の窓も開放し校内の換気を
てってい 徹底します。

しょうどく しょくいん じっし
消毒 (職員が実施)

ドアノブ、ですり、スイッチ、ト
イレ、蛇口などは一日1回以上、
がくしゅう きょうよう いちいち かいじょう
学習で共用したものは適宜
しょうどく 消毒します



ひと かんかく あ
人との間隔を開ける



しつない おくがい
室内では1m、屋外では2mの
きょり いしき みつせつ みっしゅう き
距離を意識し、密接・密集を避
けて学習活動を行います。

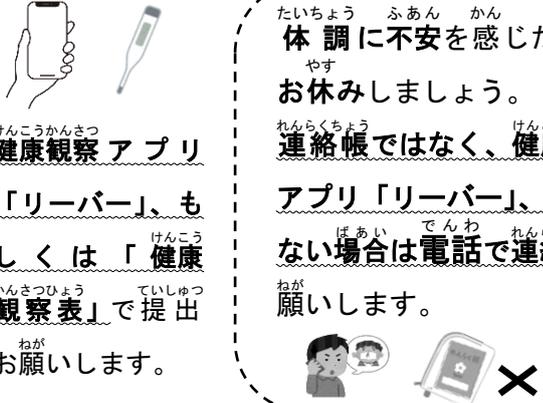
かてい ねが
ご家庭にお願いしたいこと

とうこうまえ まいあさ
登校前〔毎朝〕 お子さまの**健康観察**

けんこうかんさつ
健康観察アプリ
「**リーバー**」、も
しくは「**健康**
観察表」で提出
をお願いします。

たいちよう ふあん かん
体調に不安を感じたら
やす
お休みしましょう。

れんらくちゆう けんこうかんさつ
連絡帳ではなく、**健康観察**
アプリ「リーバー」、登録が
ない場合は電話で連絡をお
ねが
願います。



とうこうじ ちやくよう
登校時 **マスク着用** 

もちもの て よう あせ
持ち物 **ハンカチ**(手ふき用・汗ふ
き用)、ティッシュ、予備マスク
けんこうかんさつひょう すいとう
健康観察票, (水筒) 

きたくじ て かお あら
帰宅時 **手と顔を洗う**

うがいをする 



おうちの方もお子さんと一緒に取り組んでみてください!

てあら 手洗いのタイミング

そとから きょうしつ に入るとき



せきやくしゃみ、
はなを かんたとき



きゅうしょく ちゅうしょく ぜんご
給食（昼食）の前後



そうじのあと



トイレのあと



みんなのものを
さわったあと



とくべつきょうしつ ほけんしつ へ
特別教室や保健室に行く
まえやもどってきたあと



みんなできちんと
かぜせんよぼう こと
感染予防に努めよう



みんなできをつけよう！

○マスクをきちんとつける。



○こまめに手洗いをする。



○友達のももち物をさわらない。



きも がっこうせいかつ おく
みんなでき持ちのよい学校生活を送ろう

「西寺尾第二小スタンダード」

～楽しく、安全な学校生活を送るため、みんなできまりを守っていきましょう～

連絡

- 健康観察は「リーバー」、または「健康観察表」で提出します。
- 遅刻して登校する場合は、家の人と一緒に来て、担任の先生に知らせます。
- 早退するときは、家の人に迎えにきてもらって、一緒に下校します。

登校

- 決まっている通学路を通して登校します。(グリーンベルト・歩道を通ります。)
- 登校時間(8時15分～8時25分)を守ります。
- 登校後、まず荷物を教室に置き、机・持ち物の整理をします。
- 傘はベルトをとめて昇降口の傘立てに入れます。
- 上ばきを忘れた時は、担任の先生に伝え、下ばきをはきます。
⇒下ばきのうらを雑巾できれいにふいて、赤いテープをはってはきます。
- 登校途中に忘れ物に気付いても、家に取りに帰りません。

朝会・集会・読書タイム

- 開始時刻(8時35分)に間に合うように並びます。
- 遅れた人は自分のクラスの列の後ろに並びます。
- 読書タイムは、あらかじめ決めておいた本を、座って静かに10分間読みます。

校舎内の歩き方

- 右側を静かに歩きます。校舎内は絶対に走りません。
- 音楽や体育などで移動する時は、クラスで2列に並んで整列し、静かに歩きます。他のクラスの迷惑にならないように注意します。

名前 _____

★きまりがしっかり守れているか、学期ごとに自分を振り返りましょう。

1学期	2学期	3学期
◎ ○ △	◎ ○ △	◎ ○ △



学習のとき

- 学習のはじめとおわりにあいさつをします。
- 学習の時は、必要なもの以外は出しません。
- 鉛筆を使います。(シャープペンシルは使いません。)下じきを使いましょう。
※筆箱の中には、鉛筆5本、赤鉛筆、青鉛筆、消しゴム、短い定規、名前ペン、フェルトペン(1・2年生のみ)を入れましょう。
- 名前を呼ばれたら、きちんと返事をしましょう。
- 体育の約束
 - ・体育着の上着は、ハーフパンツの中に入れます。紅白帽をかぶります。
 - ・重ね着は、フード付き・前あきではないものを着ます。
 - ・肩にかかる髪の毛は結びます。腕輪・首輪・足輪(ミサンガ)はしません。
 - ・ソックスは、ひざにかからない長さのものをはきます。
- 書写のとき、学校の流し場では、筆・硯を洗いません。

持ち物の約束

- 学習に必要な物は持ってきません。
- 持ち物には全て名前を書きます。
- お金は集金袋に入れ、担任の先生に直接渡します。

掃除

- 床はほうきではいた後に水ぶきをし、その後すぐに空ぶきをします。
- ゴミは分別して捨てます。

休み時間

- 次の学習の準備をしてから遊びます。
- 天気のよい日は、校庭に出て遊びます。(体調の悪い人は除く。)
- 他の教室や空き教室への出入りは勝手にしません。先生の許可を得てから出入りしたり、使用したりします。
- 特別教室への出入りは勝手にしません。先生と一緒にのときに使用できます。
- 花壇に入ったり、危ない遊びをしたりしません。
- 校舎の裏や校庭のネット裏、コンクリート面では遊びません。
- せせらぎでは、遊びません。先生と一緒にのときに使用できます。
- ボールは校庭で使います。ボール・長縄は教室で管理します。
- 決められた学年がアリーナで遊べます。学年の先生と一緒にでないとは遊べません。
- 外遊びか内遊びかは、夢棟・力棟の昇降口の看板で確認します。

その他

- ベランダには用のないときは出ません。出るときには、先生の許可が必要です。
- なるべくピロティーは上ばきで通りません。やむを得ず通る場合には、青い線の中を通り、上ばきの汚れを落としてから校舎に入ります。
- 事務室、印刷室へは子どもだけで入りません。必要な物がある場合には、担任の先生と一緒に取りに来ます。
- ジャンパー、コート、手袋、ネックウォーマー等、外で着用する物は校舎内では、着用しません。
- 職員室に入る時はドアをノックし、「失礼します」「〇年〇組の〇〇です」「〇〇の鍵を取りにきました」(用件を伝える)「失礼しました」を言います。
- 下校時刻の15分後にシャッターを下ろします。
- 下校後、忘れ物を学校に取りに来ません。

給食

- 給食当番は手洗いをし、白衣、帽子、マスクを着用します。
- 給食当番は日常点検を行い、具合の悪い人は当番をしません。
- 当番以外の人も手洗いをし、帽子とマスクを着用し、座って静かに待ちます。
- 給食当番は整列して静かに並んで右側を移動します。給食室へは、必ず担任の先生が付きそいます。(子どもだけでは行きません。)
- 給食の運搬・片付けの時間は、グレー階段は上り、ピンク階段は下りの一方通行で歩きます。(給食当番でない人も)
- 食缶、ごはんケースのふたは、衛生上教師用机の上等におき、食缶の下に置いて配膳しません。食事中はふたをしめます。
- ペーパー係を必ず列の後ろにつけ、こぼしたものはこまめにふきとります。
- コンテナには触りません。
- 低学年は牛乳を必ず二人一組で給食室に取りに来ます。

放課後の過ごし方

- 一度家に帰ってから遊びに行ったり、習いごとに行ったりします。
- 放課後学校で遊べる時刻は、4時30分までです。
- 放課後、校庭でお菓子を食べたり、ゴミを捨てたりしません。
- 学校に遊びに来るときは、自転車などの乗り物を使いません。
- 家に帰る時刻を守って遊びます。
 - ・4月～10月、春休み、夏休み・・・5時には家に着くように帰ります。
 - ・11月～3月、冬休み・・・4時30分には家に着くように帰ります。

保健室

- けがや病気で保健室に行くときは、必ず担任の先生に伝えます。
- 担任の先生に伝えずに保健室に行った場合(休み時間や緊急の時)は、けがの様子や手あてについて、後から必ず担任の先生に伝えます。

「西寺尾第二小学校タブレット端末利用スタンダード」

～きまりを守って**使い**、いろいろなことにチャレンジしよう～

みんなが**使**っているタブレットは横浜市から借りているものです。次の人が**気**持ちよく**使**えるよう大切に扱**い**ましょう。

学校で使う場合

- 授業や特別活動などの学習で使**い**ます。
- 先生と相談して、特別な場**面**で利用することがあります。
- 授業以外の時間に**使**う場合は、先生に相談し、許可をもら**い**ます。



学校での保管・管理

- 学校では、決められた充電保管庫に入れて充電・保管**し**ます。
- 勝手に保管庫は開**け**ません。
- 自分のタブレットを友だちに貸**し**てはいけません。
- 机の上に置きっぱなしに**し**てはいけません。
- 自分でしっかり大切に管理**し**ます。

学校外(オンライン授業や体験学習など)で使う場合

- 先生や大人の指示を聞き、勝手に触**ら**しません。
- 公衆のマナーを守**り**て**使**い、周りの人に迷惑を**か**けません。
- (勝手に写真や動画を撮**る**、録音**す**る、歩きながら操作**し**ない など)



データの保存

- 学校のタブレットを使**っ**て作ったデータやインターネットから取り込んだデータ(写真や動画)は、学習活動で先生が許可**し**たものだけを保存**し**ます。
- 家で作ったデータは、学習に関係のあるものだけ保存**し**ます。



家庭での保管・管理

- 保護者の見える位置で、充電・保管**す**るように**し**ます。
- 破損や紛失に注意**し**ます。



健康のために

- 正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように明るい場所**で**使**い**ます。
- 長い時間、連続**し**て利用**す**ることはやめ**ま**す。



インターネットの利用

- 学習に関係のないサイトは**検**索**し**ません。
- あやしいサイトに入ってしまった場合は、すぐに画面を閉じて先生や家の人**に**知らせ**ま**す。
- 知らない人からデータが送**ら**れてきた場合はすぐに先生や家の人**に**知らせ**ま**す。

個人情報

- 友だちのタブレットを勝手に触**ら**ったり、使**っ**たり**し**てはいけません。
- 自分のアカウントやパスワードを友だち**に**教え**ま**せん。
- 友だちのアカウントを勝手に使**っ**てはいけません。
- 住所や電話番号、名前などの詳しい個人情報は他人**に**教え**ま**せん。
- プロフィールなどに画像や写真を貼**り**付け**ま**せん。
- 相手に嫌**な**思いをさせ**て**しまうことを書き込**ん**だり、送**っ**たり**し**てはいけません。

写真の撮影、録画・録音

- 学習に関係のないものをカメラで撮**っ**たり、録音**し**たり**し**ません。
- 写真にふざけて落書き**し**たり、加工**し**たり**し**ません。
- 友だち同士で学習に関係のない写真や画像を交換**し**たり**し**ません。
- カメラで誰かの写真を撮**る**ときは、相手に許可**を**もら**い**ます。
- 公共の場所でカメラ撮影**を**するときは、先生や管理**し**ている人**に**許可**を**もら**い**ます。

保護者の皆様

子ども同士による金銭の授受をしないために

～ご家庭でのご理解、ご協力のお願い～

子どもたちは学校生活など、日々のかかわりの中で様々な経験を通してお互いを認め合い、成長していきます。その中で、今もなお、地域や商業施設等で過ごす際に金銭の授受でトラブルになり、結果的に大きな問題に発展したり、事件に巻き込まれたりする事案が少なからず見られます。

金銭授受はたとえ仲の良い関係であっても行わない方が良い行為です。最初は少額と思っていたものが、いつのまにか大きな金額に膨れ上がり、取り返しがつかなくなることもあります。最近では、ネットゲーム（課金）などにより、金銭感覚が麻痺して、事実が把握しにくくなる危険性もあります。

金銭授受が行われる背景には、金銭を持ち出せる環境や、子どもたちの金銭感覚、規範意識の問題やいじめの問題が潜んでいる場合もあります。事案によっては、民事や刑事事件に発展することもあります。

このことから、子どもたちの金銭授受については、「行ってはいけない行為」として学校では指導いたしますので、ご理解いただき、ご家庭でもご指導をお願いいたします。

また、状況によっては、警察や児童相談所などの関係機関と連携して子どもたちの健全育成や再発防止に向けて取り組んでまいりますので、あわせてご理解ご協力をお願いいたします。

令和4年 横浜市教育委員会

関連法規

刑法第222条（脅迫罪）

生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

刑法第223条（強要罪）

生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、三年以下の懲役に処する。

刑法第249条（恐喝罪）

人を恐喝して財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

保護者の皆様

子どもたちの安全を最優先するために

～児童虐待に関する学校の通告義務についてのご理解、ご協力のお願い～

文部科学省によれば、児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、特に子どもの生命が奪われるなど重大な事件も後を絶たず発生しています。児童虐待は社会全体で解決すべき深刻な問題となっています。

法律では、学校は、児童虐待の早期発見につとめなければならないこと、そして児童虐待と思われる事案が発生した場合は、子どもの安全のために「守秘義務」に優先して速やかに「通告する義務」が定められています。

また、「横浜市子供を虐待から守る条例」では、市、市民、保護者及び関係機関等それぞれの責務を示し、社会全体で子どもを虐待から守るよう定めています。

保護者の皆様におかれましては、子どもの安全を守るため、学校の児童虐待発見、通告へのご理解、また、保護者、学校が連携して子どもたちの安全を見守る体制づくりへのご協力をお願いいたします。

令和4年 横浜市教育委員会

児童虐待防止法等に関する法律

第5条（児童虐待の早期発見努力義務）

学校、児童福祉施設、病院その他の児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に勤めなければならない

第6条（児童虐待に係る通告義務）

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない

保護者の皆様

子どもたちの健全な社会性を育てるために

～器物損壊にかかる指導と費用弁済へのご理解とご協力をお願い～

I ねらい

子どもたちに自己責任の自覚を促し、社会規範意識を育成するために、教育指導の一環として積極的に適用します。

※ 児童生徒の故意による器物損壊の発生件数(市立小・中学校)

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
発生件数	851件	1,035件	794件	707件	616件

II 内容

子どもたちが学校の窓ガラスやドアなどの公共物を故意(わざと)、または、故意に近い状況で破損した場合に、その子どもの健全な育成を図る指導の一環として、修繕費用の弁済負担を保護者をお願いします。

III 運用について

- 学校は、子どもが心のつまずきを乗り越えて、自己責任を自覚し、健やかな社会性を身に付けられるよう、ご家庭と協力して指導を行います。
- 学校は、指導の状況と弁済について保護者に相談しますので、お子様の成長に役立つよう十分な話し合いをお願いします。
- 弁済額は、基本的な目安として、故意によるものは修繕費の100%、故意に近いものは50%とします。

IV お願い

- 器物損壊の弁済は、子どもたちの心豊かな成長とともに願う立場から行うものであり、趣旨をご理解の上、ご協力をお願いします。
- 子どもたちに公共心や責任感などの社会規範意識を育てるために、家庭や学校、地域社会が協力し合うことが必要です。善悪の判断については、ご家庭でも子どもたちの心情を理解しながら指導いただくようご協力をお願いします。

令和4年 横浜市教育委員会

携帯電話取り扱いルールについて

文部科学省、並びに横浜市教育委員会では、「小・中学生の携帯電話利用では、ケータイ依存・ネットいじめ・犯罪被害・犯罪加害などの問題が生じ、大変弊害が大きいと、携帯電話の利用自体を避けることが望ましい」と提言しています。

西寺尾第二小学校では、この提言を受け、学校と家庭が連携し、健やかな子どもたちの成長のために力を合わせていきたいと考えています。

この「携帯電話取り扱いルール」をもとに各ご家庭でお子さんと携帯電話の使い方について十分お話し合いをいただき、児童が携帯電話に関するトラブルに巻き込まれることがないように、責任をもってご指導いただきますようお願いいたします。

<学校内>

1 携帯電話は学校へは持ち込みません。

2 特別の事情があって、児童生徒が学校に携帯電話を持ち込むときは、事前に学校長の了解を得てください。

(申請を希望する場合は、担任までお申し出ください。単年度申請となりますので、継続を希望される場合は新年度に担任に連絡をしてください。)

3 携帯電話を学校に持ってくる場合は以下のルールを守ってください

- (1) 登下校および校内では、ランドセル等に入れたままにし、出し入れしない。
- (2) マナーモードに設定し、音を出さないようにする。
- (3) 携帯電話などの紛失や破損に関しての責任一切は、保護者が負う。
- (4) 宿泊行事、校外学習などには持ってこない。

<家庭内>

1 家庭の判断で携帯電話を持たせる場合は、児童生徒の発達段階に応じて使用方法を検討し、家庭内できちんとルール(サイトへのアクセスやメール利用について)を設けてください。

2 インターネットを利用する場合、児童生徒の使用する携帯電話には、フィルタリング(有害サイトアクセス制限サービス)を必ず利用してください。

3 インターネットを利用する場合、保護者は児童生徒の携帯電話の利用状況(友人等との連絡がどのようにされているかなど)を把握してください。

※ご自宅のパソコンでインターネットを使用する場合についても、携帯電話と同じように家庭内でルールをしっかりと決めるとともに、使用の状況についても保護者の方が確認をしていただくようお願いいたします。

メール配信システムについて

本校では、迅速かつ正確な情報伝達のため、(株)ミマモルメ・東急セキュリティの「キッズセキュリティ・ミマモルメ」の一斉メール・アプリ配信サービスを利用しており、緊急時のお知らせ等を同サービスを用いて配信しております。

新型コロナウイルス感染症における学校教育活動についての情報発信を行う場合もありますので、保護者のみなさまには主旨をご理解いただき、システムへの会員登録をしていただけますようお願いいたします。

[メール配信システムの概要]

- 1 子どもたちの安全に関わる情報や行事予定に関する情報などを会員に配信するシステムです。
- 2 発信者（学校長）が情報をサーバーに送信すると、その情報が登録した会員に配信されます。
- 3 情報は会員が登録した携帯電話やパソコンのアドレス宛に電子メールやアプリで配信されます。

[配信メール内容]

- ・ 児童引き取りの通知・・・天災害等により、児童を保護者に引き取っていただく通知
- ・ 緊急災害に関わる情報・・・台風などによる警報発令
- ・ 学校行事に関わる情報・・・行事の実施・変更連絡など（全校・学年）
- ・ その他の情報・・・発信者が必要と認めた内容

※登録されない場合、これらの情報を紙面や電話等によりお伝えするよう努めますが、情報がすみやかに行き届かない場合があります。

[管理者及び発信者]

- ・ 情報は学校職員が発信します。

[利用者]

- ・ 当学校に在籍しているお子様の保護者の方およびご家族

[費用]

- ・ 一斉メールサービスは無料で利用できます。
(IC タグを持った児童が登下校時に校門を通過すると校門通過情報が専用アプリまたはメールで通知される「登下校メールサービス」は有料オプションです。)

[登録方法]※既に登録されている方は以下の手続きは必要ありません。

- ・ 以下のURLまたはQRコードからお申込ください。

<https://hanshin-anshin.jp/entry/>



- ・ 学校名、組、児童名、保護者名、受付完了メール受信用アドレスを入力してください。
- ・ 申込完了後、学校を通じて ID 票を発行いたします。ID 票を使用して「学校からのお知らせメール受信用アドレス」をご自身でご登録ください。(メールアドレスは 4 件まで設定可能です。)
- ・ ID 票の発行まで 2 週間から 1 ヶ月程度かかります。

[その他]

- ・ このシステムは情報発信のみで、問い合わせには対応できません。
- ・ 登録したアドレスは、登録者の承諾なく第三者に提供・開示はしません。

令和4年度

学校説明会

資料

西寺尾第二小学校

令和4年 6月11日(土)

子どもも！大人も！

夢・希望・活力ある西寺尾第二小学校



～夢や希望を持ち続け、自らの力で道を切り拓こうとする子の育成～

学校目標

夢・希望・活力ある西寺尾第二小学校

知

自ら学び続け、考えを伝えあう中で、自分の考えを深める子

主体的に学ぶ力
伝える力
問題解決の力

授業研究会への参加
オープン教室の活用
生活・総合科の研究

開

様々な社会の変化に柔軟に対応できる子

徳

自分も友だちも大切に思いやりのある子

公

地域の人との関わりを深め、
地域の人とものを大切にしながらともに生きる子

あいさつ
言葉遣い
時間厳守

第二小スタンダード

体

規則正しい生活を心がけ、健やかな体をつくる子

体づくり
仲間づくり

第二小スタイル
新しい生活様式

(注) 詳しくは別添資料をご覧ください。

大人も子どもも夢を語る事ができる学校を目指して

ICTの充実 ～保護者の方とつながる 学習の個別最適化～

- ・昨年度より導入 健康観察アプリ「リーバー」の活用
- ・メール配信「ミマモルメ」を利用したアンケートの利用
- ・デジタル教科書、iPadを使用したバランスのよい授業展開
- ・ジャストシステム開発デジタルドリル「スマイルドリル」試用の検討



子どもたちと向き合う時間・人間づくりの時間の確保「業務改善」

- ・教職員働き方改革
- ・令和5年度 学校二期制へ向けて
- ・学校日課の見直し、検討

教職員のねがい 学校カウンセリングマインドの充実

①一人ひとりの子どもに、寄り添って支援・指導を行うこと

- ・一人ひとりの児童の持ち味、個性の理解とそれに応じた支援・指導
- ・児童支援専任教諭を中心とした情報共有と支援の充実
- ・子どもが相談したい職員を選ぶことができる環境づくり

②学年の子どもたちを学年の先生みんなで見とること

- ・学年で同じ指導、同じプリント、宿題の量なども差がないように
- ・特別支援教室、個別指導(別室)、教科担任制や専科制

③学校で起こったことや子どもの様子を保護者の方と共有すること

- ・学校で指導すること、ご家庭で支援していただくことを共通理解する

地域で生きる子どもの育成にむけて

学校・保護者・地域
みんなで育てる

PTAや保護者との協力

ありがとう西寺尾

おはなしのまち
(読み聞かせ)

登校時の旗当番

※親子クリーンタイム

スキンシップ祭

生活科・家庭科などの
保護者支援

地域との協力

※エプロン先生(1年給食見守り)

生活科・理科作物の世話と収穫

児童の見守り・学校生活の支援

正門・団地門の見守り

昔遊び・火起こし体験

※味噌づくり体験

出前授業の実施

児童・保護者への支援

学校の様子
全体には落ち着き

- 学習・授業風景
- 落ち着いた学校生活
- 登校時のあいさつ

とはいえ...

子どもの課題

保護者の困り感

学校の困り感

児童保護

児童支援専任を中心とした学校チームでの対応

スクールカウンセラー

スクールソーシャルワーカー

教育委員会

さらに...

関係機関と
連携します

区役所子ども家庭支援課

東部療育センター

児童相談所

警察・消防署など

児童・保護者への支援

3N(錦台中、
西寺尾小、西寺尾第二小)
の3校の小中連携

スムーズな接続に
向けた取組

幼稚園保育園との連携

でき得る限りの
個に応じた対応

アレルギー児童への対応

お互いの校種の授業参観と研究会

基調研修を通じた教員間の学び合い

児童・生徒の情報交換

※中学教員による6年生への授業

新入学児童の情報交換

幼保年長と1年生の交流

給食 除去食対応

エピペンを含めた薬持参児童への対応

感染症下(禍)での学校運営

令和2年5月26日作成

保護者様

あたらしい生活様式 第二小スタイル

学校では、お子さまと一緒に次のような生活をしていきます。

登校時、活動中の健康観察



体調不良時は早退となり、保護者様のお迎えをお願いします。



保健室で休んでから

手洗い



登校時教室に入る前や活動ごと

マスク着用

室内では常にマスクを着けます。



※必ず名前を書きます。手袋をランドセル

換気



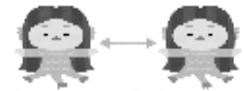
各教室は2か所以上の窓を開けておきます。廊下の窓も開放し校内の換気を徹底します。

消毒 (職員が実施)

ドアノブ、てすり、スイッチ、トイレ、蛇口などは一日1回以上、学習で共用したものは適宜消毒します



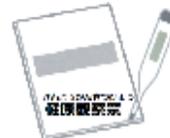
人との間隔を開ける



室内では1m、屋外では2mの距離を意識し、密接・密集を避けて学習活動を行います。

ご家庭にお願いしたいこと

登校前〔毎朝〕お子さまの健康観察



体調に不安を感じたらお休みしましょう。連絡帳ではなく電話で連絡をお願いします。

結果は健康観察票に記入し保護者が記入してください。



登校時 持ち物
マスク着用
ハンカチ(手ふき用・汗ふき用)、ティッシュ、健康観察票、(水筒)

帰宅時 手と顔を洗う
うがいをする

おうちの方もお子さんと一緒に取り組んでみてください!

文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ&A (5月21日時点)」
文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～ 2020.5.22Ver.1」

熱中症対策を考えたマスク着用の在り方等指導しています。

新しい生活様式での学校生活

感染症下(禍)での学校運営

体験学習実施 ご協力ありがとうございます
4年上郷体験学習 7月8日(金)、9日(土)
5年箱根体験学習 5月17日(火)、18日(水)
6年日光修学旅行 5月25日(水)、26日(木)

第二小オリンピック(運動会) 10月1日(土)予定

今年度も低・中・高学年別開催をベースに考えます。
保護者の皆様のご参観も入れ替えにご協力ください。

ふれハピ活動(できる範囲で)遠足は6月10日(金)実施

児童の健康状況をみながらたてわり活動の可否を判断
ふれハピ遠足はお弁当を外で! 黙食は徹底します。

おひさまコンサート12月17日(土)

音楽室の安全担保にCo2を計測。少しずつ活動を充実させます。

子どもが楽しみにしている行事
状況を判断し、これまでのコロナ
対策のノウハウを生かし、「何が
できるのか」考えます。

感染症下(禍)での学校運営

学校ホームページの
活用と内容の充実

お知らせや保護者に周知したい内容

学習活動の様子や学習の成果

新型コロナウイルス感染症対策のためのお知らせについて

メール等でお知らせしました内容を以下に掲載しておりますので、ご覧ください。
なお、キッズクラブの受け入れ等についてのお問い合わせは、電話 045-421-4385 にご連絡ください。

- ・7月1日からの学校再開(第三期)の登下校、授業について (6/29)
- ・6月15日からの第二期の登下校と授業について (6/12)
- ・第一期(1日~12日)の緊急受け入れについて (5/28)
- ・見守りについて (5/28)
- ・6月1日以降の段階的登校再開に向けたお知らせ (5/25)
- ・6月の健康観察票をもちでない方は、こちらをお使いください (5/25)

西寺尾第二小日記

2020-06-15(月) 休校明けから二週間が経ちました

～ さあ、今日から第二期。みんなで教室で学習します (*^▽^*) ～



お子様の学習面・生活面でのご相談などありましたら、
学級・学年担任、児童支援専任、スクールカウンセラー、
保護者の方がお話しやすい職員にお気軽
にご相談ください。

今年度も、どうぞよろしくお願ひします。



知

自ら学び続け、
自分の考えを伝えあう中で、
自分の考えを深める子

伝える力

問題解決の力

学力向上アクションプラン

問題解決学習の3つの視点

主体的な学び 対話的な学び 深い学び

<問題に気付く→考えを持つ→伝え合う(高め、広げる)→深める>

- ・本年度は「主体的に学習に向かう子ども」を育むことに重点を置く
- ・系統立てて、学年、フロア(ブロック)ごとに、育てたい力を明確に
- ・読書、音読、百人一首など、年間を通して継続した取組を行う
- ・つけたい力を明確にし、学習目標を明示する。学習を振り返る

- ★生活・総合科を通して・・・本校の主題研修とし、全教員が取り組む
- ★他校の授業研究会に計画的に参加する

開

様々な社会の変化に柔軟に
対応できる子

徳

自分も友だちも大切にする
思いやりのある子

あいさつ

言葉づかい
時間厳守

「豊かな心の育成」推進プラン

<ルールをシンプルに>

○あいさつ・返事 ○言葉づかい ○時刻・時間を守る

<あいさつを身に付ける> 小中一貫の取組の中で

- 相手の目を見て
- 相手に聞こえる声で
- 自分から

★児童が主体的に取り組めるよう、児童の人権委員会、代表委員会の活動を大切にする。

<言葉づかい>

- ふわふわ言葉をつかおう
- いじめは絶対ゆるさない

<時間厳守>ノーチャイムで自分で判断

- 自分の時間、周りの人の時間を大切にしよう

公

地域の人との関わりを深め、地域の人とものを
大切にしながらともに生きる子

体

規則正しい生活を心がけ、健やかな体をつくる子

体づくり

仲間づくり

体育・健康プラン

自分の体に関心を持ち、心と体を鍛える

- ・体づくりへの主体的な取組
- ・食育の充実
- ・早寝・早起き・朝ごはんの奨励

たてわり活動のさらなる充実を通して

- ・集会活動～たてわり活動の段階的実施 ※感染症対策を講じて
- ・学年ごとに年間スケジュールを作成
- ・高学年の活躍を支援する教職員委員会活動を支援し、子ども主体の活動を行う。
- ・リーダーシップとフォロワーシップ たてわり活動の中で低学年の児童の意識向上を図る。
- ・ふれハピ遠足の実施

学校カウンセリングマインドの構築
全教職員が子どもたちをみとる体制を築きます。

1. 2年生 朝の会等担任交換
3. 4年生 週1回の担任入替授業
5. 6年生 教科担任制



学校は家族

子どもも大人もみんなで成長したい!

フルオープンの校舎空間
を生かす!

- ・学年合同授業 学年交換授業
- ・段階的なペア学年の交流
- ・いつでも気軽に参観し合える教職員同士のつながり 同僚性の醸成

人材育成! メンター研修 主題研究「生活・総合科」

PTA連携! スキンシップ祭 地域清掃等

地域連携! ※いちょうはぐくみの会 食育
本年度はできることを考察中

HPの充実! 学校の取組や情報を発信

いじめは絶対ゆるさない!

- ・自己肯定感の醸成「自分っていいな!」
- ・児童が主体的に取り組む「おひさま会議」
- ・児童の人権を尊重する職員のみなごし
- ・家庭地域との連携
- ・「いじめ防止対策委員会」の開催
- ・「いじめアンケート」「こころのSOSカード」の実施